

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、財政的援助団体等監査結果に基づき講じた措置について、茨城県知事より通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年6月28日

茨城県監査委員	半 村	登
同	西 野	一
同	深 谷	一 広
同	羽 生	健 志

(注意事項)

監査対象機関名 公益財団法人茨城県開発公社	監査実施年月日 令和3年3月11日
○監査の結果 いこいの村潤沼の高圧受変電設備更新工事において、発注者名義を誤って契約したこと、及び完成検査において未完成にもかかわらず合格としていたことは適切でない。	
○措置状況 この度の監査書（注意事項）を受けて、当公社規程及び工事請負契約事務手続きについて、本社全課、出先機関（いこいの村潤沼、国民宿舎「鵜の岬」、日立市鵜来来の湯十王、茨城空港ビル管理事務所）での情報共有を図り、適正な事務処理方法を周知徹底した。また、四半期毎に実施している内部監査において重点チェック項目とし、継続して指導監督を行い、同様の事案が発生することがないよう適切な契約事務の執行に努める。 また、県では、実地検査等を通じて、適切な会計処理等の指導に努める。	